

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程（平成 24 年旭医大達第 38 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(最高情報セキュリティ責任者)</p> <p>第3条 旭川医科大学（以下「本学」という。）に、最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）を置き、学長が指名する <u>理事又は副学長</u> をもって充てる。</p> <p>2 CISO は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 情報セキュリティに関する事項の統括</p> <p>(2) 情報セキュリティに関する事故等について、「文部科学省関係機関における情報セキュリティインシデント発生時の報告・連絡要領」に基づく関係各所への届け出</p> <p>(3) 必要に応じて警察のネットワーク犯罪担当部署への相談に関すること。</p> <p>(4) 第 8 条に定める情報セキュリティ運営室での検討を経て、利用可能なネットワークサービスと利用形態を決定し、全構成員に公表すること。</p> <p>(5) <u>情報セキュリティ運営室</u>での検討を経て、外部に対して、大学内ネットワーク上のどのような資源を誰に提供するかを決定すること。</p>	<p>(略)</p> <p>(最高情報セキュリティ責任者)</p> <p>第3条 旭川医科大学（以下「本学」という。）に、最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）を置き、学長が指名する <u>副学長又は学長補佐</u> をもって充てる。</p> <p>2 CISO は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 情報セキュリティに関する事項の統括</p> <p>(2) 情報セキュリティに関する事故等について、「文部科学省関係機関における情報セキュリティインシデント発生時の報告・連絡要領」に基づく関係各所への届け出</p> <p>(3) 必要に応じて警察のネットワーク犯罪担当部署への相談に関すること。</p> <p>(4) 第 8 条に定める情報セキュリティ運営室 <u>(以下「運営室」という。)</u>での検討を経て、利用可能なネットワークサービスと利用形態を決定し、全構成員に公表すること。</p> <p>(5) <u>運営室</u>での検討を経て、外部に対して、大学内ネットワーク上のどのような資源を誰に提供するかを決定すること。</p>

(6) その他、情報セキュリティを守るために必要と判断したときの緊急避難措置及びその解除に関すること。

(全学情報システム管理者)

第4条 旭川医科大学情報システム運用基本規程（令和6年旭医大達第84号。以下、「情報システム運用基本規程」という。）第5条に定める全学情報システム管理者は、CIO及びCISOの指示により、全学における情報セキュリティに関し統括する。

(削除)

(情報システム管理者)

第5条 情報システム運用基本規程第6条に定める情報システム管理者（大学及び病院）は、部門情報システム（情報基盤システム、病院情報システム、事務情報システムをいう。）の各々の情報セキュリティに関し統括する。

(部局情報システム管理者)

第6条 情報システム運用基本規程第7条に定める部局情報システム管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 部局内情報システムの情報セキュリティの管理運営（新設）
- (2) 部局内のアカウントの登録申請（新設）
- (3) 部局内の利用資格を失った者のアカウントの削除（新設）

(削除)

(略)

(情報セキュリティ運営室)

(6) その他、情報セキュリティを守るために必要と判断したときの緊急避難措置及びその解除に関すること。

(部門情報セキュリティ責任者)

第4条 本学に、部門情報セキュリティ責任者（以下「部門セキュリティ責任者」という。）を置き、部門情報システム（情報基盤システム、病院情報システム、事務情報システムをいう。以下同じ。）を管理・運営する担当部署の長をもって充てる。

2 部門セキュリティ責任者は、部門情報システムの各々の情報セキュリティに関し統括する。

(部門情報セキュリティ担当者)

第5条 本学に、部門情報セキュリティ担当者を置き、部門情報システムを管理・運営する実務担当者をもって充てる。

(部局情報セキュリティ管理者)

第6条 部局に、部局情報セキュリティ管理者を置き、部局の長をもって充てる。ただし、必要に応じて部局の長が当該部局の他の者を指名することができる。

2 部局情報セキュリティ管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 部局内情報システムの情報セキュリティの管理運営
- (2) 部局内のアカウントの登録申請
- (3) 部局内の利用資格を失った者のアカウントの削除

(略)

(情報セキュリティ運営室)

第8条 本学に、セキュリティポリシーの実行及び全学的な情報セキュリティに関する管理運営のために、情報セキュリティ運営室（以下「**CSIRT**」という。）を置く。

- 2 **CSIRT**の組織及び運営については別に定める。  
（略）

（全構成員の意見）

第10条 全構成員は、セキュリティポリシーの遵守に関する意見をCISOに申し出ることができる。この場合において、CISOは、収集した意見を情報セキュリティ委員会及び**CSIRT**に報告するものとする。

（事故及び障害の報告）

第11条 全構成員及び一般利用者は、情報セキュリティに関する事故、情報システムの不審な動作、公開情報の改ざん、システム上の障害及び誤動作（以下「事故等」という。）を発見した場合には、直ちに部局情報**システム**管理者を通じて**CSIRT**に報告しなければならない。

- 2 CISOは、**CSIRT**に報告のあった事故等について、直ちに必要な措置を講じなければならない。また、重大な事故等の場合には、状況を情報セキュリティ委員会に報告するものとする。

3～4（略）

（略）

（**CSIRT**による検査）

第13条 大学のネットワークを利用しようとする者は、**CSIRT**が設置したネットワーク侵入検知システムや、その他によるトラフィックの検査を受け入れなければならない。

（報告義務）

第14条 CISOは、**CSIRT**が行った情報セキュリティに関する監査、評価及び見直しの結果を情報セキュリティ委員会に報告するとと

第8条 本学に、セキュリティポリシーの実行及び全学的な情報セキュリティに関する管理運営のために、情報セキュリティ運営室（以下「**運営室**」という。）を置く。

- 2 **運営室**の組織及び運営については別に定める。  
（略）

（全構成員の意見）

第10条 全構成員は、セキュリティポリシーの遵守に関する意見をCISOに申し出ることができる。この場合において、CISOは、収集した意見を情報セキュリティ委員会及び**運営室**に報告するものとする。

（事故及び障害の報告）

第11条 全構成員及び一般利用者は、情報セキュリティに関する事故、情報システムの不審な動作、公開情報の改ざん、システム上の障害及び誤動作（以下「事故等」という。）を発見した場合には、直ちに部局情報**セキュリティ**管理者を通じて**運営室**に報告しなければならない。

- 2 CISOは、**運営室**に報告のあった事故等について、直ちに必要な措置を講じなければならない。また、重大な事故等の場合には、状況を情報セキュリティ委員会に報告するものとする。

3～4（略）

（略）

（**運営室**による検査）

第13条 大学のネットワークを利用しようとする者は、**運営室**が設置したネットワーク侵入検知システムや、その他によるトラフィックの検査を受け入れなければならない。

（報告義務）

第14条 CISOは、**運営室**が行った情報セキュリティに関する監査、評価及び見直しの結果を情報セキュリティ委員会に報告するとと

もに，全構成員に公表するものとする。

附 則

この規程は，令和6年6月19日から施行する。

**【改正理由】**

本学の情報システムの体制の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

もに，全構成員に公表するものとする。